

# 東松山市生活排水処理総合基本計画

## 基本構想説明書

令和8年4月

東松山市

## 目 次

第1章 はじめに	1
1-1. 地理的、地形的特性	1
1-2. 気候的特性	2
1-3. 人口	3
1-4. 産業	4
1-5. 土地利用状況	8
1-6. 将来計画(開発計画等)	9
1-7. 生活排水処理施設の整備概況	10
1-8. 水環境、水質保全に関する状況等	11
第2章 基本方針及び目標年次	14
2-1. 生活排水処理に係る理念、目標	14
2-2. 生活排水処理施設整備の基本方針	15
2-3. 目標年次	15
第3章 一般廃棄物の排出の状況及び処理主体	16
3-1. 一般廃棄物の排出の状況	16
3-2. 一般廃棄物の処理主体	17
第4章 生活排水処理基本計画	17
4-1. 既存施設及び既存計画との整合性の検討	17
4-2. 経済的要因の検討	18
4-3. 社会的要因の検討	18
4-4. 投資効果発現の迅速性の検討	18
4-5. 地域環境保全効果の検討	18
4-6. 将来見通しの検討	19
4-7. 生活排水の処理計画	19
4-7-1. 処理の目標	19
4-7-2. 生活排水を処理する区域及び人口等	20
4-7-3. 施設整備計画	22
4-8. し尿・汚泥の処理計画	23
4-8-1. 排出抑制・再資源化計画	23
4-8-2. 収集・運搬計画	23

4-8-3. 中間処理計画	-----	23
4-8-4. 最終処分計画	-----	24
4-9. その他	-----	24
4-9-1. 住民に対する広報・啓発活動	-----	24
4-9-2. 地域に関する諸計画との関係	-----	24

参考資料 埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画  
見直し等マニュアル（令和7年3月）

## 第1章 はじめに

### 1-1. 地理的、地形的特性

本市は、東経 139 度 23 分 59 秒、北緯 36 度 2 分 31 秒に位置し、関東平野の西部にあたる埼玉県のはぼ中央に位置している。市域は東西約 12km、南北約 14km にわたり、面積は 65.35km<sup>2</sup>である。

地形は、市域の北部及び南西部が秩父山系に連なる低い丘陵地帯となっており、東流する都幾川をはじめとする荒川支流の河川によって広大な沖積層が発達し、肥沃な水田地帯を形成している。図 1-1 に本市位置図を示す。



図 1-1 東松山市位置図

出典：令和 5 年度東松山市公共下水道事業計画※一部加工

### 1-2. 気候的特性

本市の気候は、夏は日中に高温となり雷が多く発生し、冬は北西の季節風が強く、晴天で乾燥した日が多いことが特徴である。これらの気候的特徴を示すものとして、気象状況を表1-1及び図1-2に示す。

表 1-1 気象状況

	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)
令和2年	16.2	39.6	-5.2	1364.0
令和3年	16.0	37.2	-6.4	1177.0
令和4年	16.0	40.0	-4.2	1251.0
令和5年	17.2	39.2	-5.3	1028.5
令和6年	17.2	40.0	-4.4	1213.5

令和6年	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量 (mm)
1月	5.7	15.5	-4.4	32.0
2月	6.8	22.6	-2.7	50.0
3月	8.7	27.3	-1.7	130.5
4月	16.8	30.8	5.3	67.5
5月	19.8	32.5	8.5	132.5
6月	23.8	35.2	14.8	152.5
7月	28.8	40.0	21.9	74.0
8月	29.4	39.0	23.4	321.0
9月	26.7	36.5	17.2	46.5
10月	19.9	31.9	9.7	141.0
11月	13.0	24.1	1.5	66.0
12月	6.8	18.8	-2.7	0.0

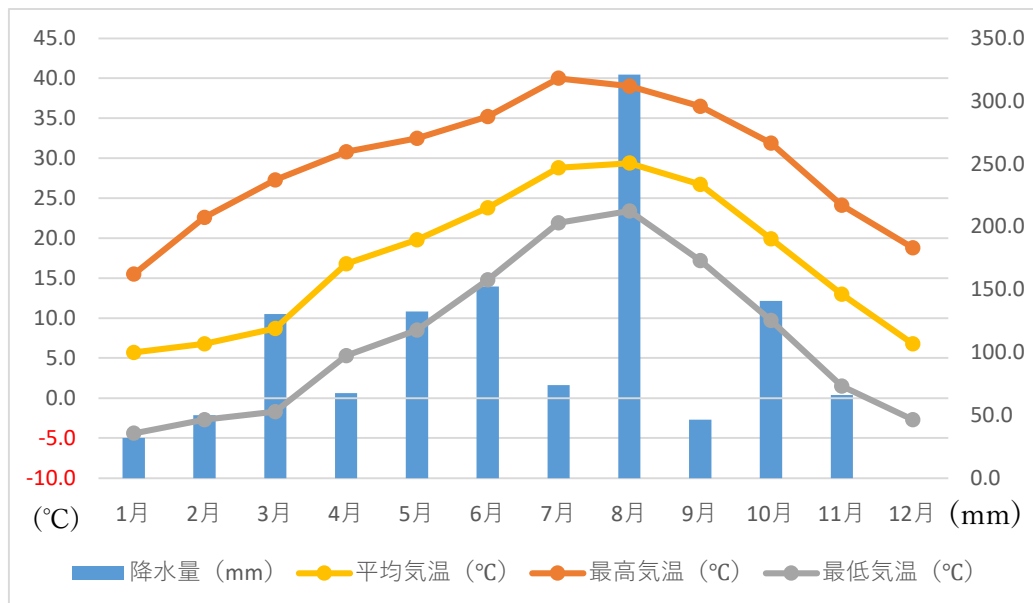


図 1-2 気象状況

1-3. 人口

全国的に自治体の人口は減少傾向にある中、本市の人口は微増で推移している。一方で、世帯数は増加しており、それに伴い一世帯当たり人員は減少傾向にある。これらの人口、世帯数及び一世帯当たり人員の動向を把握するため、過去5年間の推移を表1-2及び図1-3に示す。

表 1-2 人口、世帯数及び一世帯当たり人員の推移

	人口（人）	世帯数（世帯）	一世帯当たり人員（人）
令和2年度	90,297	41,551	2.17
令和3年度	90,391	42,119	2.15
令和4年度	90,605	42,798	2.12
令和5年度	90,862	43,460	2.09
令和6年度	91,065	44,188	2.06

(各年4月1日現在)

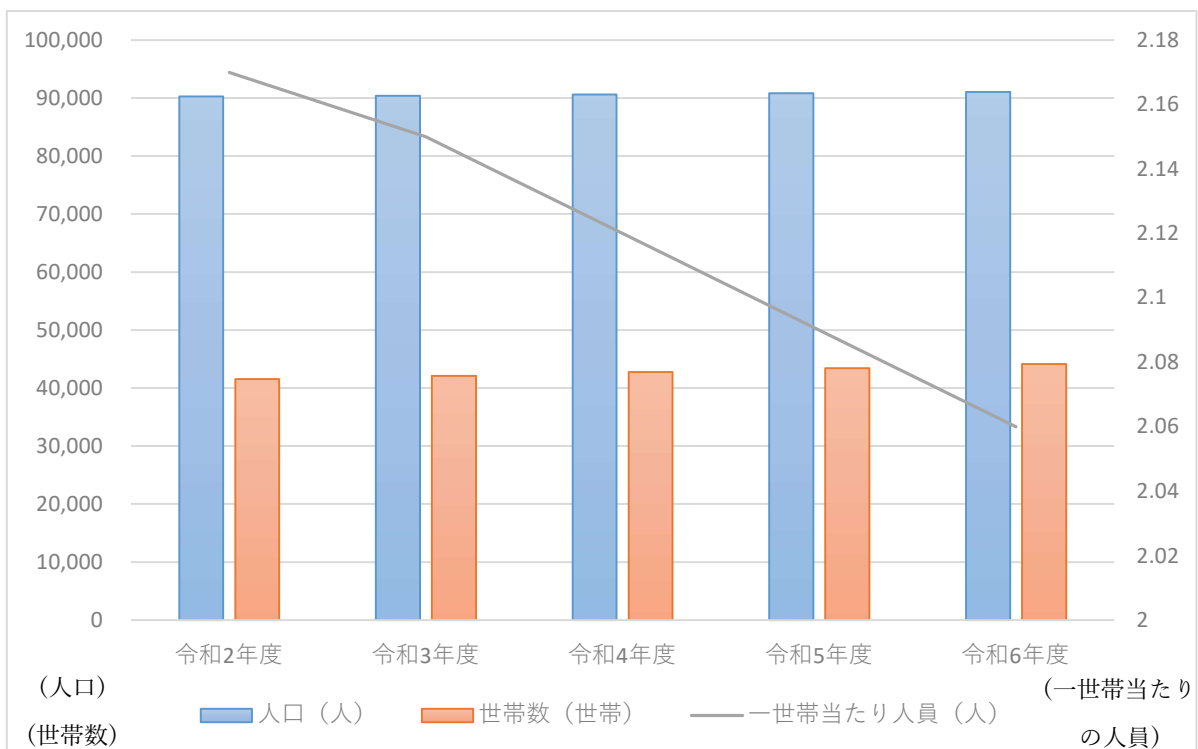


図 1-3 人口、世帯数及び一世帯当たり人員の推移

#### 1-4. 産業

##### 産業構造

第1次産業は1%未満、第3次産業は80%以上である。

本市の産業構造を表1-3及び図1-4に示す。

表1-3 産業別事業所数の推移

区分	平成26年度	平成28年度	令和3年度
第1次産業	12	10	13
第2次産業	660	640	601
第3次産業	2,943	2,805	2,826
総数	3,615	3,455	3,440

出典:統計ひがしまつやま(令和6年度版)

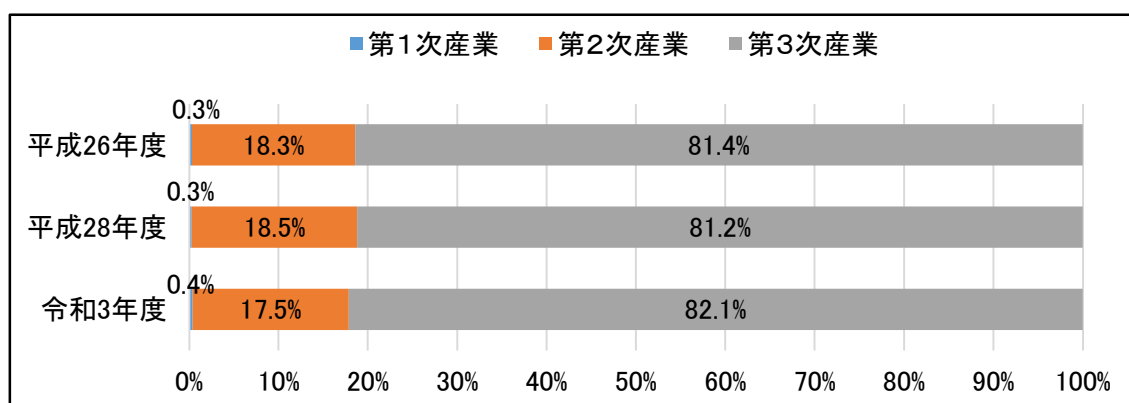


図1-4 産業別事業所数の推移

## 農業

総農家数、農業就業人口及び経営耕地面積（販売農家）はいずれも減少傾向にある。

農業の概況を表 1-4 に、総農家数、農業就業人口及び経営耕地面積（販売農家）の推移を図 1-5 に示す。

表 1-4 農業の概況

	平成22年度	平成27年度	令和2年度
総農家数（戸）	1,299	1,220	993
販売農家	708	613	419
自給的農家	591	607	574
農業就業人口（人）	949	810	633
経営耕地面積（販売農家）（ha）	762	710	636

出典：統計ひがしまつやま（令和 6 年度版）

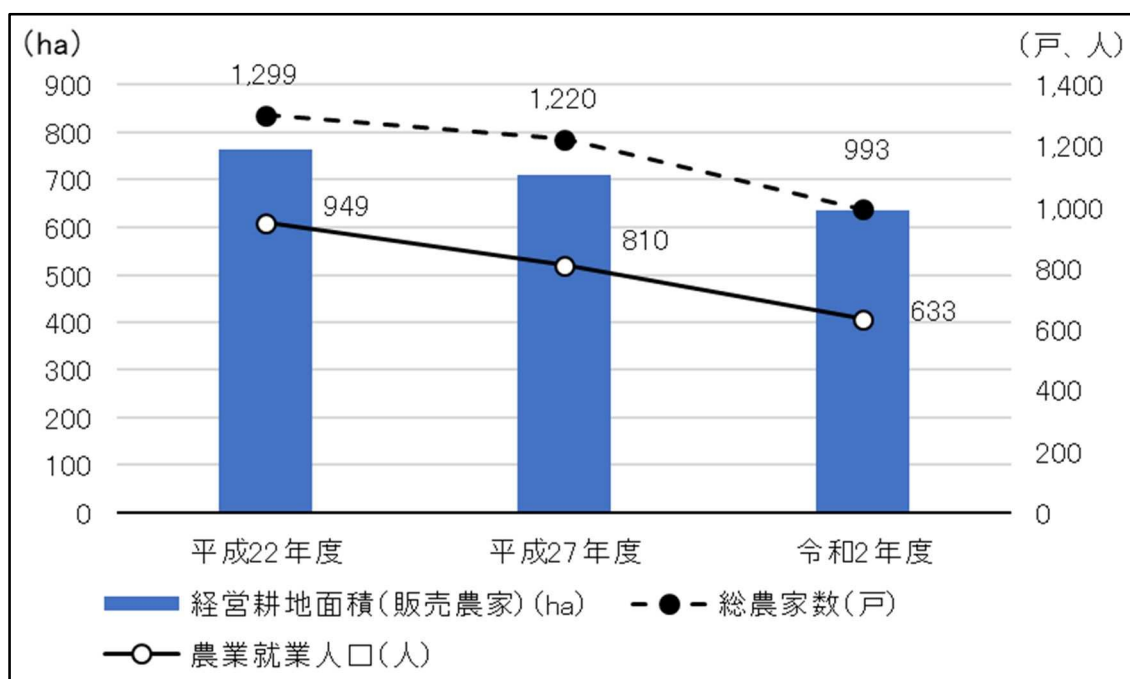


図 1-5 総農家数、農業就業人口及び経営耕地面積（販売農家）の推移

## 商業（卸売・小売業）

商業（卸売・小売業）の概況を表 1-5 に、商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移を図 1-6 に示す。

平成 26 年度から平成 28 年度にかけては、商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額が増加したが、令和 3 年度にはいずれも減少に転じている。

表 1-5 商業（卸売・小売業）の概況

	平成26年度	平成28年度	令和3年度
商業事業所数	715	751	699
従業者数（人）	5,760	6,727	6,290
年間商品販売額（百万円）	150,149	164,349	148,759

出典：統計ひがしまつやま（令和 6 年度版）

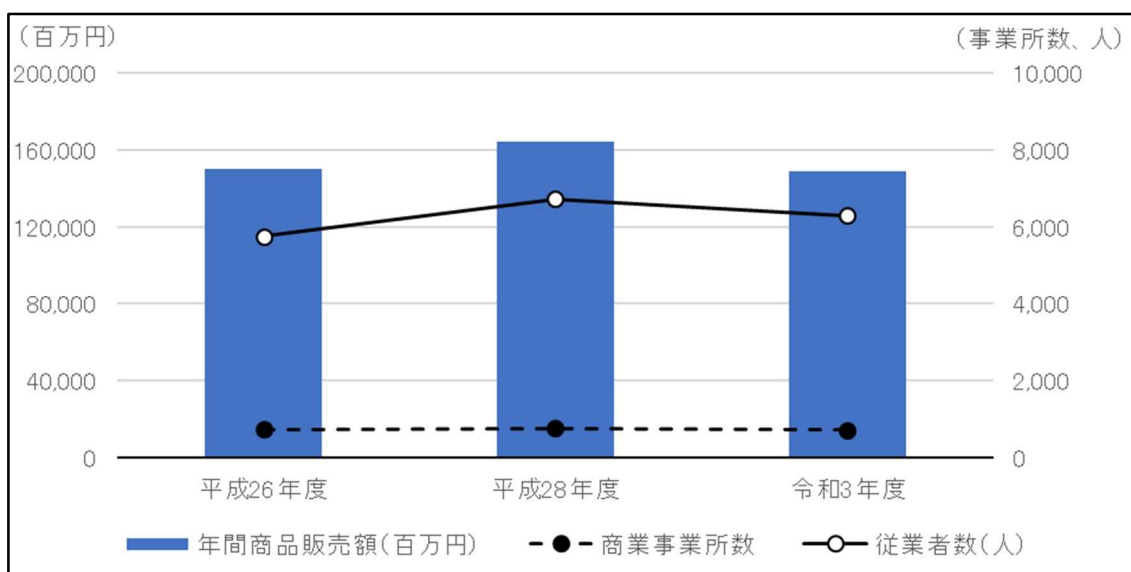


図 1-6 商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

## 工業

工業の概況を表 1-6 に、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を図 1-7 に示す。

平成 30 年度と比較すると、平成 31 年度には事業所数、従業者数及び製造品出荷額等がいずれも減少したが、令和 2 年度には従業者数及び製造品出荷額等が増加に転じている。

表 1-6 工業の概況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
事業所数	151	139	126
従業者数（人）	8,482	8,162	8,843
製造品出荷額等（百万円）	200,082	193,705	214,097

出典：統計ひがしまつやま(令和 6 年度版)

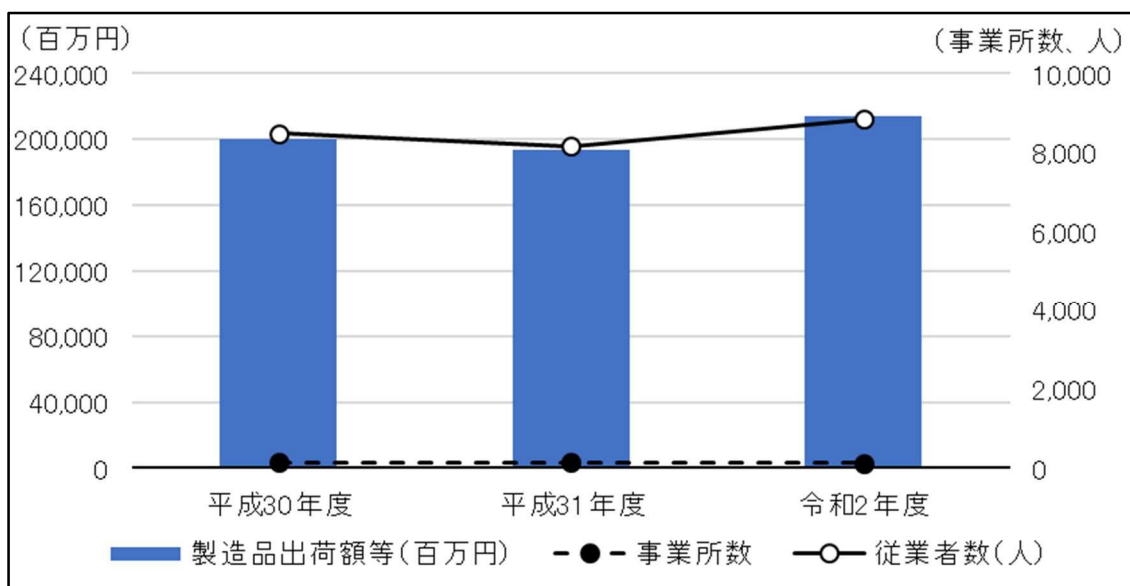


図 1-7 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

1-5. 土地利用状況

本市は市内全域が都市計画区域に指定されている。用途地域の指定状況は、行政区域の8割以上が市街化調整区域である。都市計画区域区分、用途地域別面積を表1-7に、区域区分別面積構成比を図1-8に示す。

表1-7 都市計画区域区分、用途地域別面積

区分	面積(ha)	構成比(%)	
行政区域(都市計画区域)	6,535	100.0	
市街化調整区域	5,422	83.0	
市街化区域	1,113	17.0	100.0
第一種低層住居専用地域	102.1	1.6	9.9
第二種低層住居専用地域	4.1	0.1	0.4
第一種中高層住居専用地域	275.3	4.2	26.7
第二種中高層住居専用地域	68.1	1.0	6.6
第1種住居地域	268.0	4.1	25.9
第2種住居地域	111.9	1.7	10.8
準住居地域	7.8	0.1	0.8
近隣商業地域	23.2	0.4	2.2
商業地域	51.2	0.8	5.0
準工業地域	29.1	0.4	2.8
工業地域	53.0	0.8	5.1
工業専用地域	39.0	0.6	3.8

(令和7年4月1日現在)

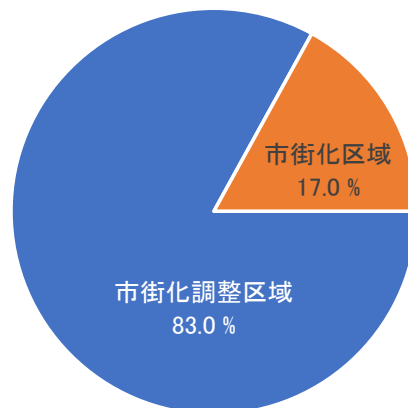


図1-8 区域区分別面積構成比

1-6. 将来計画(開発計画等)

本市では、「東松山市都市計画マスタープラン」(平成31年4月策定)に基づき、今後約20年間を見通した土地利用や基盤整備の基本方針を定めている。同プランでは、人口減少や少子高齢化の進行等の社会環境の変化に対応しつつ、市街地の適正な維持管理と居住環境の向上を図り、持続可能なまちづくりを推進することとしている。

生活排水処理についても、都市計画マスタープランの方針を踏まえ、市街化区域を中心とする公共下水道の整備と、市街化調整区域における合併処理浄化槽の活用を組み合わせ、地域の実情に即した整備を計画的に進める。将来都市構造を図1-9に示す。

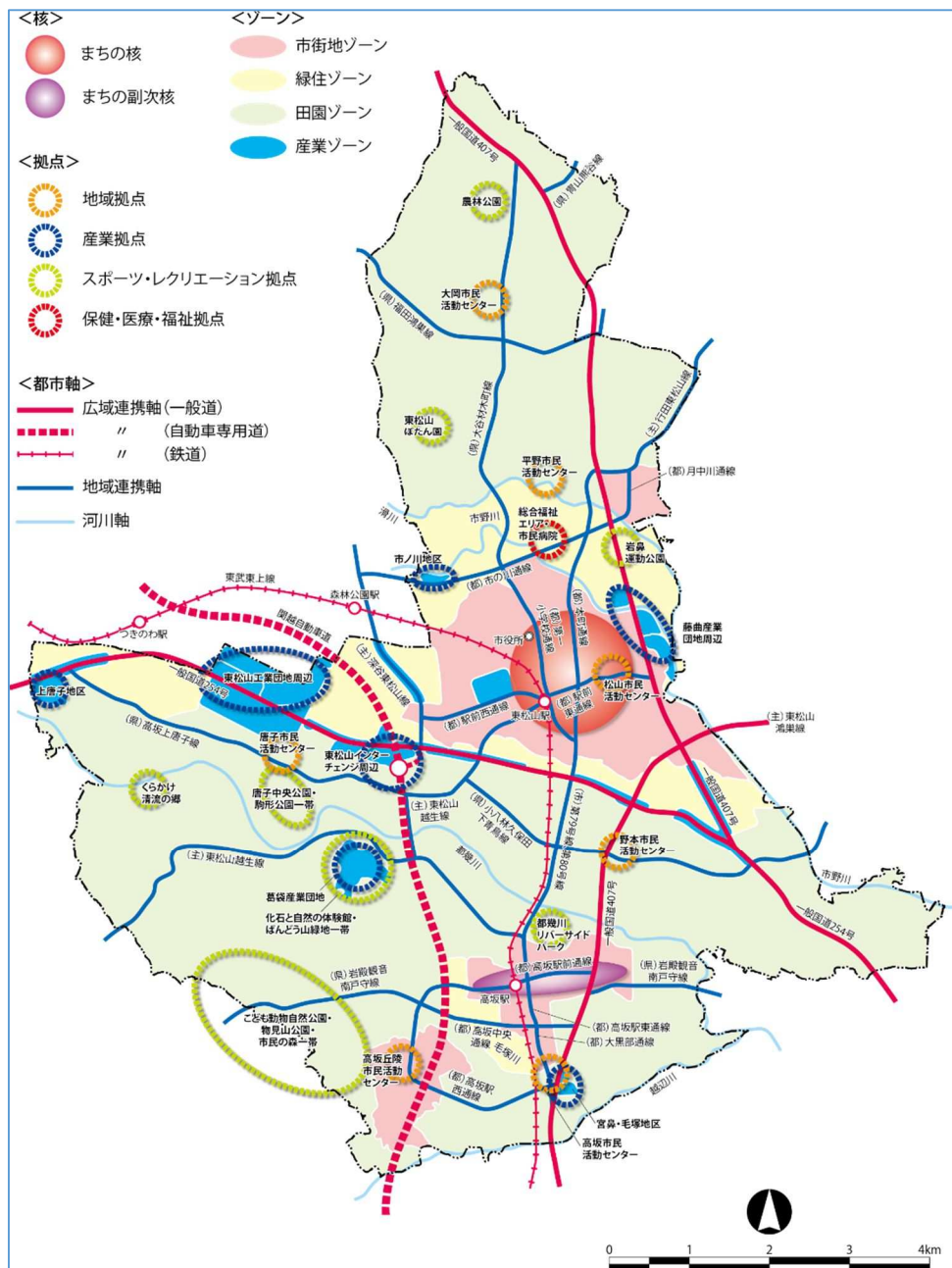


図1-9 将来都市構造 出典：東松山市都市計画マスタープラン(平成31年度版)

### 1-7. 生活排水処理施設の整備概況

令和2年度から令和6年度にかけて、本市における生活排水処理施設の整備は着実に進展した。下水道人口は46,177人から48,968人へと増加し、生活排水処理人口普及率は80.5%から83.5%へと向上している。下水道の普及が市内における生活排水処理の中核的役割を果たしている。

一方で、生活排水未処理人口は17,564人から15,065人へと減少しており、環境負荷の大きい処理方式からの転換が進んでいる。また、合併処理浄化槽人口については26,556人から27,032人と概ね横ばいで推移しており、下水道に次ぐ主要な生活排水処理方式となっている。

これらの整備状況を示すものとして、令和2年度から令和6年度までの整備実績を表1-8と図1-10に示す。

表 1-8 生活排水処理状況の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口（人）	90,297	90,391	90,605	90,862	91,065
下水道処理人口（人）	46,177	47,171	47,459	48,061	48,968
合併処理浄化槽処理人口（人）	26,556	26,486	26,840	27,108	27,032
生活排水未処理人口（人）	17,564	16,734	16,306	15,693	15,065
生活排水処理人口普及率（%）	80.5%	81.5%	82.0%	82.7%	83.5%

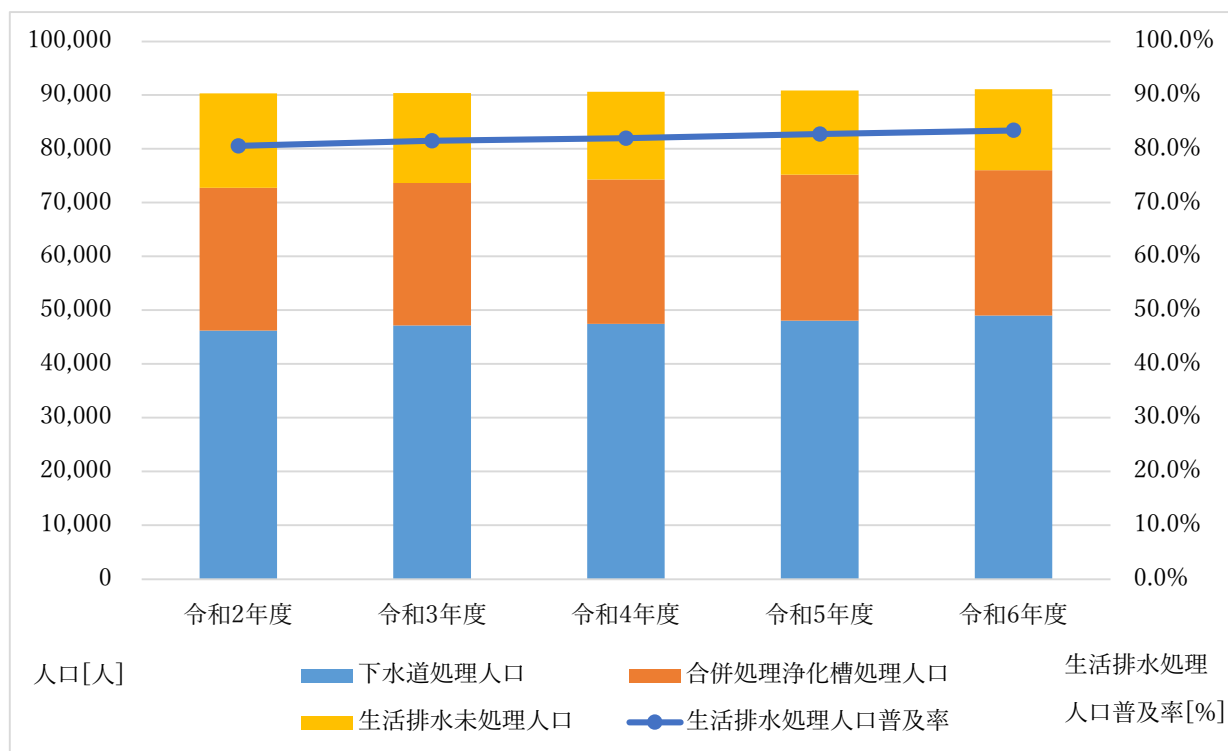


図 1-10 生活排水処理状況の推移

1-8. 水環境、水質保全に関する状況等

本市を流れる主要河川の BOD 環境基準達成状況は概ね良好である。越辺川上流、都幾川、市野川下流・上流では、いずれも過去5年間にわたり基準を達成している。一方で、越辺川下流は年度により非達成の年がみられ、また、和田吉野川についても令和6年度に非達成となっている。これらの状況は、生活排水や土地利用の影響と考えられ、今後は生活排水処理施設の整備や適正管理の推進が水質保全に資すると見込まれる。

過去5年間における河川の BOD の経年変化の推移は表 1-9 に示し、本市関係水域については□で囲んで表示した。また、公共用水域水質測定地点図は図 1-11 に示し、生活環境の保全に関する環境基準は表 1-10 に示す。

表 1-9 過去5年間における河川の BOD の経年変化の推移

地点別 BOD75%値と環境基準達成率の推移 (過去5年間)				○: 環境基準達成 ×: 環境基準非達成					
水域名	番号	基準点	地点名	類型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
荒川下流(1)	1	○	笹目橋	C	3.3 ○	2.1 ○	3.9 ○	4.1 ○	4.8 ○
荒川中流	3	○	治水橋	A	1.1 ○	1.2 ○	1.5 ○	1.4 ○	1.5 ○
	4	○	開平橋		0.9 ○	1.3 ○	1.4 ○	1.3 ○	1.5 ○
	6	○	久下橋		0.8 ○	1.0 ○	1.0 ○	1.4 ○	1.3 ○
荒川上流(2)	7	○	正喜橋	A	0.5 ○	0.9 ○	0.8 ○	1.0 ○	1.1 ○
	8	○	親鼻橋		<0.5 ○	0.8 ○	0.7 ○	1.1 ○	0.8 ○
荒川上流(1)	9	○	中津川合流点前	AA	<0.5 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	0.6 ○	0.5 ○
芝川	10	○	八丁橋	D	3.1 ○	4.2 ○	3.7 ○	4.9 ○	4.4 ○
	12	○	山王橋		3.1 ○	2.1 ○	4.2 ○	3.4 ○	2.7 ○
鴨川	18	○	中土手橋	C	3.4 ○	3.4 ○	3.4 ○	2.9 ○	2.9 ○
入間川下流	20	○	入間大橋	A	1.3 ○	2.6 ×	2.1 ×	3.5 ×	1.8 ○
	21	○	落合橋		0.6 ○	0.9 ○	1.0 ○	1.2 ○	1.3 ○
入間川上流	25	○	給食センター前	A	0.6 ○	<0.5 ○	<0.5 ○	0.5 ○	0.7 ○
越辺川下流	26	○	落合橋	B	1.9 ○	4.4 ×	2.6 ○	3.4 ×	3.1 ×
越辺川上流	27	○	今川橋	A	0.6 ○	0.6 ○	0.8 ○	0.9 ○	1.2 ○
都幾川	29	○	東松山橋	A	<0.5 ○	0.6 ○	0.7 ○	0.9 ○	1.0 ○
機川	31	○	兜川合流点前	B	0.7 ○	0.9 ○	0.8 ○	0.8 ○	1.0 ○
高麗川	33	○	高麗川大橋	A	<0.5 ○	0.5 ○	0.6 ○	0.7 ○	0.7 ○
小畔川	35	○	とげ橋	B	1.1 ○	2.4 ○	1.5 ○	2.0 ○	1.6 ○
霞川	36	○	大和橋	B	0.7 ○	0.8 ○	0.9 ○	1.0 ○	1.2 ○
成木川	37	○	成木大橋	A	0.5 ○	0.5 ○	<0.5 ○	0.6 ○	0.8 ○
市野川下流	38	○	徒歩橋	C	2.3 ○	4.1 ○	4.7 ○	3.8 ○	4.0 ○
市野川上流	39	○	天神橋	B	2.0 ○	2.0 ○	2.6 ○	2.9 ○	2.5 ○
和田吉野川	41	○	吉見橋	B	1.3 ○	2.1 ○	2.4 ○	2.3 ○	3.6 ×
赤平川	42	○	赤平橋	AA	<0.5 ○	0.5 ○	0.7 ○	0.7 ○	0.5 ○
横瀬川	43	○	原谷橋	A	0.6 ○	0.7 ○	1.0 ○	1.0 ○	0.9 ○
中川中流	46	○	八条橋	C	2.8 ○	2.5 ○	2.3 ○	3.1 ○	3.5 ○
中川上流	48	○	豊橋	C	2.7 ○	3.3 ○	2.9 ○	3.4 ○	3.2 ○
綾瀬川下流	52	○	内匠橋	C	3.4 ○	2.5 ○	2.1 ○	2.4 ○	4.2 ○
綾瀬川上流	55	○	曙橋	C	2.3 ○	2.4 ○	2.5 ○	2.5 ○	3.4 ○
古綾瀬川	57	○	綾瀬川合流点前	D	4.5 ○	3.1 ○	3.6 ○	3.7 ○	3.1 ○
大場川	59	○	葛三橋	C	2.2 ○	3.3 ○	2.8 ○	4.4 ○	4.9 ○
元荒川	60	○	中島橋	C	2.1 ○	3.3 ○	2.2 ○	2.3 ○	2.2 ○
新方川	64	○	昭和橋	C	2.7 ○	2.4 ○	3.0 ○	3.8 ○	3.5 ○
大落古利根川	65	○	ふれあい橋	C	2.5 ○	2.1 ○	3.5 ○	2.1 ○	2.9 ○
新河岸川	68	○	笹目橋	C	2.4 ○	4.5 ○	3.6 ○	2.6 ○	3.0 ○
	69	○	いろは橋		1.4 ○	1.9 ○	1.9 ○	2.1 ○	1.4 ○
白子川	71	○	三園橋	C	1.6 ○	2.5 ○	2.0 ○	2.5 ○	2.8 ○
黒目川	72	○	東橋	C	0.6 ○	0.8 ○	0.6 ○	1.0 ○	0.8 ○
柳瀬川	74	○	栄橋	C	1.9 ○	1.9 ○	1.3 ○	1.6 ○	1.4 ○
不老川	77	○	不老橋	C	1.1 ○	1.3 ○	3.1 ○	3.9 ○	4.0 ○
利根川中流	79	○	栗橋	A	1.0 ○	1.4 ○	1.0 ○	1.1 ○	1.3 ○
	80	○	利根大堰		1.2 ○	0.9 ○	1.0 ○	1.0 ○	1.1 ○
	83	○	坂東大橋		1.2 ○	0.7 ○	0.9 ○	1.0 ○	1.3 ○
江戸川上流	84	○	流山橋	A	1.5 ○	1.2 ○	1.4 ○	1.4 ○	1.2 ○
福川	87	○	昭和橋	B	5.6 ×	4.9 ×	2.5 ○	3.0 ○	2.9 ○
小山川下流	88	○	新明橋	B	1.8 ○	3.1 ×	2.6 ○	2.1 ○	2.8 ○
小山川上流	89	○	一の橋	A	1.4 ○	2.8 ×	1.6 ○	2.5 ×	2.0 ○
唐沢川	91	○	森下橋	B	4.1 ×	3.7 ×	3.1 ×	4.1 ×	3.5 ×
元山川	92	○	新泉橋	B	2.2 ○	2.6 ○	2.8 ○	2.1 ○	3.1 ×
神流川(3)	93	○	神流川橋	A	1.0 ○	0.9 ○	1.2 ○	1.2 ○	0.8 ○
神流川(2)	94	○	藤武橋	A	0.9 ○	1.0 ○	1.1 ○	1.1 ○	0.9 ○
環境基準達成数					42	38	42	40	40
環境基準達成率(%)					95	86	95	91	91

出典：埼玉県ホームページ「令和6年度公共用水域（河川及び湖沼）の水質測定結果について」資料6「BOD環境基準の達成状況等（河川）」

公共用水域水質測定地点図

注) 図中の数字は地点番号を表す

測定機関	地点数
△ 国土交通省	31
○ 埼玉県	38
◎ さいたま市	7
● 川越市	3
⊗ 川口市	2
◆ 越谷市	3
◇ 熊谷市	2
☆ 所沢市	2
★ 春日部市	2
■ 草加市	3
□ 狭山市	3
▽ 水資源機構	1
合計	97

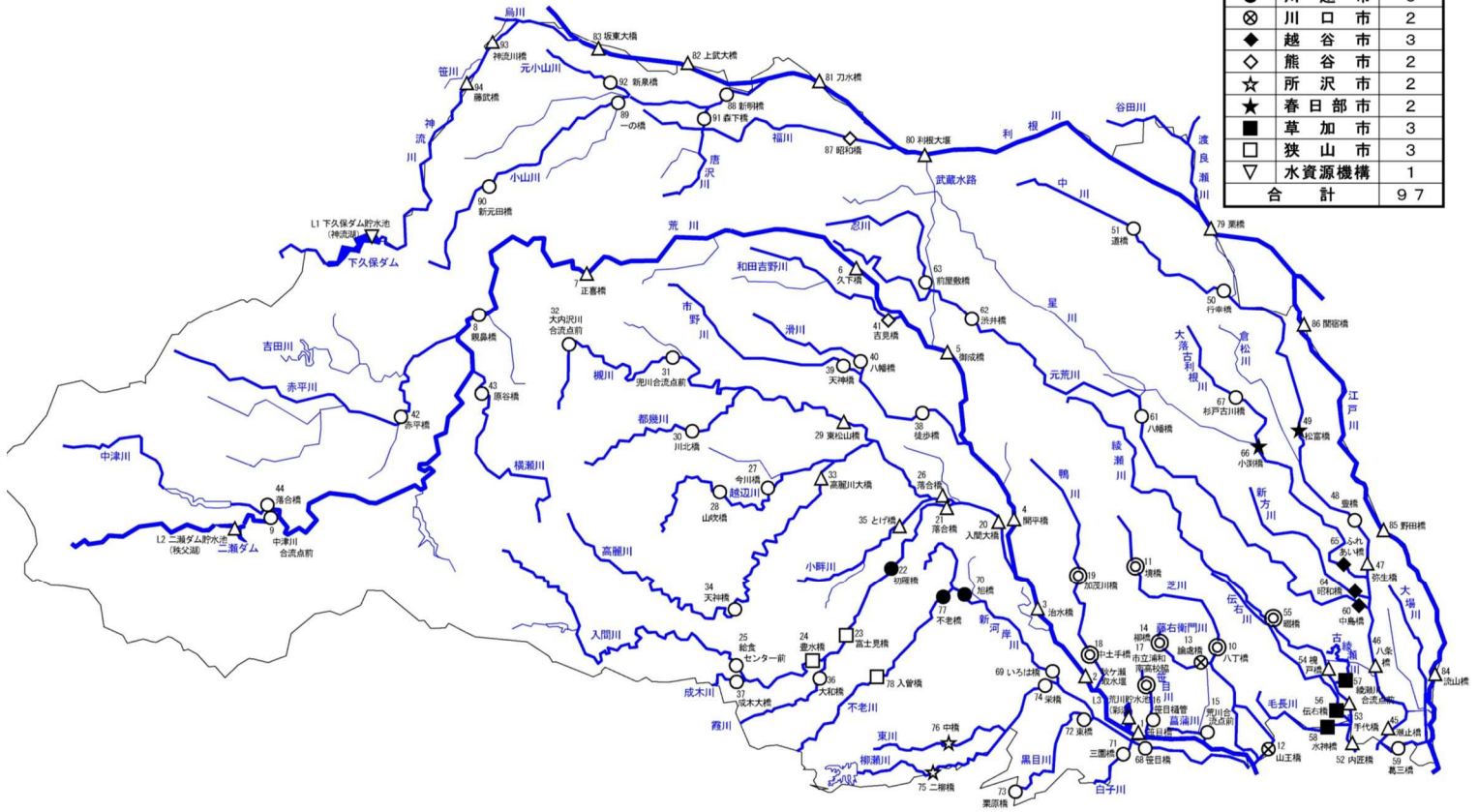


図 1-11 公共用水域水質測定地点図

出典：埼玉県環境部水環境課より提供

表 1-10 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU /100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	—
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					
備考	<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>					

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- "   2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- "   3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- "   2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- "   3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- "   2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- "   3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典: 埼玉県環境部水環境課より提供

## 第2章 基本方針及び目標年次

### 2-1. 生活排水処理に係る理念、目標

東松山市の生活排水処理は、公共下水道、合併処理浄化槽等により実施されている。令和6年度末現在、下水道処理人口が48,968人(53.8%)、合併処理浄化槽処理人口が27,032人(29.7%)となっており、生活排水処理人口普及率は83.5%といった状況で、生活排水処理施設の普及促進が課題となっている。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化、依然として厳しい地方財政の状況等、生活排水処理施設整備を取り巻く諸情勢は大きく変化しており、より一層の効率化が求められている。

国は生活排水処理施設の整備について、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日 25農振第1853号、25水港第2573号、国水下水事第50号、環廃対発第1401301）」（以下「3省通知」という）にあるように、都道府県に対し、人口減少や厳しい財政事情等を踏まえた生活排水処理構想の見直しを求めている。

埼玉県は「埼玉県生活排水処理施設整備構想」（以下「県構想」という）を策定し、定期的に見直しを行っており、今回、その見直しに合わせて、東松山市生活排水処理総合基本計画（以下「本計画」という）の見直しを行うものである。

本計画は、本市における一般廃棄物（生活排水）処理に係る長期的視点に立った基本方針及び実施計画を明確にすることにより、良好な河川環境を保全することを目的とし、令和34年度（目標年次）において生活排水処理人口普及率100%を整備目標とする。

また、生活排水処理施設の整備が概ね達成された後は、施設の改修・更新、維持管理にシフトしていくことになるため、持続的・安定的に生活排水処理のサービスを住民に提供していくことも目標に掲げることとする。

#### 《目標》

1. 令和34年度に生活排水処理人口普及率を100%にする。
2. 持続的・安定的に生活排水処理のサービスを市民に提供する。

令和34年度（目標年次）の処理人口は、下水道処理人口が約46,000人（約58.7%）、合併処理浄化槽処理人口が約32,000人（約41.3%）となる見込みである。

令和34年度整備完了へ向けて、公共下水道に関しては、道路拡幅が困難等の一部実施が難しいものを除き整備完了が見込まれている。また、農業集落排水については新設の予定はない。

一方、浄化槽に関しては、前計画の令和2年度の間見直しに際し、下水道整備区域の見直しとともに対象区域が拡大した経緯もあり、引き続き合併処理浄化槽への転換を加速化していく必要がある。

## 2-2. 生活排水処理施設整備の基本方針

本計画における生活排水処理施設の整備に関する基本方針は、「東松山市公共下水道全体計画」及び県計画である「荒川流域別下水道整備総合計画」と整合を図ることとし、以下の2点を原則とする。

1. 市街化区域、人口が密集している区域や商業・工業施設が集積している区域は、「公共下水道」により整備する。
2. 市街化調整区域、人口が密集していない区域は「合併処理浄化槽」により整備する。

今回の見直しは県構想の見直しに合わせ、社会情勢の変化を反映させるものとなり、整備手法や整備区域そのものの見直しは行わない。

したがって、今回の本市の見直し範囲及び整備手法の選定については次のとおりとする。

### 1. 見直し範囲

- (1) 人口に関するデータ
- (2) 目標値及び目標年次

### 2. 整備手法選定

- (1) 「下水道整備区域」において、「公共下水道」の事業完了区域及び事業着手済区域は、現行のとおり整備手法とする。
- (2) 「下水道整備区域」において、事業着手済かつ未完了の区域については、経済性及び早期実施の可能性を踏まえて優先順位を整理し、順次整備を行う。
- (3) 「下水道整備区域」において、「公共下水道」の供用開始後も浄化槽を使用している世帯については、速やかな「公共下水道」への接続を促す。
- (4) 「浄化槽処理区域」で単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を設置している家屋等に対しては、「合併処理浄化槽」への転換へのPRを実施し、合併処理浄化槽への転換を促進する。

## 2-3. 目標年次

本計画の基準年度、中間目標年次及び目標年次は、「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル」（令和7年3月、埼玉県）（以下、「県マニュアル」という。）を踏まえ、表2-1に示す。

表 2-1 目標年次

	新計画	現計画
期間	令和8年度～令和34年度	平成23年度～令和7年度
中間目標年次①	令和13年度	平成28年度
中間目標年次②	令和18年度	令和2年度
中間目標年次③	令和23年度	
最終目標年次	令和34年度	令和7年度
基準年度	令和6年度	平成20年度

### 第3章 一般廃棄物の排出の状況及び処理主体

#### 3-1. 一般廃棄物の排出の状況

過去5年間の本市の一般廃棄物（生活排水）の排出量は、年度によって多少の変動はあるものの、全体としては緩やかに減少傾向で推移しており、表3-1に示す。

また、同期間の処理形態別人口の推移を表3-2に示す。

これらの状況を踏まえ、目標年度における一般廃棄物の排出量の推計を表3-3に示す。

表3-1 過去5年間の一般廃棄物排出量の推移

(単位：k1)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. し尿	1,226	1,520	1,524	1,150	1,063
2. 浄化槽汚泥	18,162	17,648	17,687	16,722	17,163
合計	19,388	19,168	19,211	17,872	18,226

表3-2 過去5年間の処理形態別人口の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 計画処理区域内人口	90,297	90,391	90,605	90,862	91,065
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	72,733	73,657	74,299	75,169	76,000
① コミュニティ・プラント	-	-	-	-	-
② 合併処理浄化槽	26,556	26,486	26,840	27,108	27,032
③ 下水道（水洗化人口）	46,177	47,171	47,459	48,061	48,968
④ 農業集落排水施設	-	-	-	-	-
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	15,600	14,919	14,572	14,111	13,580
(3) 非水洗化人口	1,964	1,815	1,734	1,582	1,485
2. 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-

表3-3 目標年度における一般廃棄物排出量の推計

(単位：k1)

	令和8年度	令和13年度	令和18年度	令和23年度	令和34年度
1. し尿	977	690	487	343	0
2. 浄化槽汚泥	16,998	15,772	14,926	14,350	13,622
合計	17,975	16,462	15,412	14,693	13,622

### 3-2. 一般廃棄物の処理主体

本市における一般廃棄物（生活排水）の処理主体を表 3-4 に示す。

表 3-4 一般廃棄物の処理主体

	収集・運搬	処理
1. し尿	市委託業者	市（環境センター）
2. 浄化槽汚泥	市許可業者	市（環境センター）

## 第 4 章 生活排水処理基本計画

本章のうち、4-1（既存施設及び既存計画との整合性の検討）から 4-6（将来見通しの検討）までの各検討項目については、本市における生活排水処理の現状及び整備状況を踏まえ、整備手法の妥当性を検証したものである。

その結果、現行の整備方針はおおむね妥当であり、整備手法を見直す必要はないと判断した。したがって、4-1 から 4-6 の各検討項目においては、現行の整備方針を継続することが適当である。

なお、4-7 以降（生活排水処理計画、し尿・汚泥の処理計画、広報・啓発等）については、今後の整備及び運用方針を示すものである。

### 4-1. 既存施設及び既存計画との整合性の検討

本市における生活排水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽を中心として進められてきた。既存施設の整備状況については、第 1 章で示したとおり、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて生活排水処理人口普及率は向上し、未処理人口は減少しており、施設整備は着実に進展している。

既存計画との整合性については、「東松山市公共下水道全体計画」において市街化区域を中心に公共下水道により整備する方針が示されており本計画も同様の整理を行っている。

また、「荒川流域別下水道整備総合計画」に示された将来人口及び処理別人口の見通しを基礎に推計を行い、県計画との整合を確保している。さらに、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」は各市町村計画を踏まえて県が取りまとめたものであり、本計画もその一部を構成している。

生活排水処理基本計画では、目標年次における処理主体別の整合性を確保することが求められている。本計画では、公共下水道、合併処理浄化槽、未処理人口の推移を整理し、将来的に未処理人口を解消し、生活排水処理人口普及率 100%に到達する見通しを示しており、処理主体別の整合が図られている。

以上のとおり、本計画は既存施設及び既存計画との整合を確保しており、社会情勢の変化や処理技術の進展にも配慮しつつ、今後も更新・維持管理を含めて一体的に推進することが適当である。

#### 4-2. 経済的要因の検討

生活排水処理施設の整備にあたっては、地域の地理的条件や人口密度等を踏まえ、集合処理と個別処理のいずれが適当かを判断する必要がある。

経済性の観点からは、整備費用や維持管理費を総合的に比較し、効率的で持続可能な整備を推進することが重要である。今後も、既存施設の有効活用を図りつつ、事業費の縮減や運転管理の合理化に努め、限られた財源の中で効果的な整備を進める。

#### 4-3. 社会的要因の検討

本市における生活排水処理施設の整備を進めるにあたっては、社会的要因を考慮することが不可欠である。特に、住民の理解と合意形成は、施設整備の成否に大きな影響を与える。経済性の観点から集合処理が適当とされる地域であっても、必ずしも地域の合意が容易に得られるとは限らず、その場合には地域の実情や住民意向に応じた対応が求められる。

今後は、地域の実情や住民意向に配慮しつつ、合併処理浄化槽の普及促進と、公共下水道施設及び既設の合併処理浄化槽の適正な維持管理を推進することが重要である。

#### 4-4. 投資効果発現の迅速性の検討

本市における生活排水処理施設の整備にあたっては、建設に要する期間や水洗化要望への対応時期を考慮し、投資効果がいつ発現するかを検討することが重要である。

合併処理浄化槽は、建築物の新築や改築と併せて、あるいは単独でも設置可能であり、設置工期は概ね3～5日と短く、設置直後から水質保全効果を発揮する。一方、公共下水道は面的整備を行うものであり、整備には一定の期間を要するが、供用開始後は広域的かつ継続的な効果が期待できる。

本市では、市街化区域を中心に公共下水道の整備を進める一方、合併処理浄化槽を補完的に位置づけ、両者を組み合わせることで効率的かつ効果的な生活排水処理を推進していく。

#### 4-5. 地域環境保全効果の検討

本市における生活排水処理施設の整備は、水質保全と生活環境の改善に大きく寄与するものである。公共下水道及び合併処理浄化槽の整備により未処理排水が解消され、公共用水域の水質改善が期待される。

生活排水を適切に処理することは、悪臭の発生や衛生害虫の繁殖を抑える等、地域住民の生活環境を清潔で快適に保つうえで大きな効果がある。

また、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進めることで、従来は未処理のまま放流されていた雑排水を処理できるようになり、汚濁負荷をおおむね8分の1まで削減できる。これにより、公共用水域への汚濁の流入が大幅に減少し、水質の改善に寄与する。

一方で、合併処理浄化槽のような個別処理施設では、処理水を直接小水路や小河川に放流

できるため、自然の浄化作用を活かしながら水量を確保することができる。このことは、地域の小規模水域の水位維持や流れの保全につながり、結果として、身近な水辺環境の回復や、うるおいのある住環境の形成にも効果を発揮する。

このように、本市における生活排水処理施設の計画的な整備は、公共用水域から身近な水路に至るまで、地域環境の保全と市民生活の質的向上の両面において有効であり、今後も継続的かつ効果的に推進していくことが重要である。

#### 4-6. 将来見通しの検討

本市における生活排水処理施設の整備について、将来の拡張等の必要性を検討することは重要である。本市の人口は現在、微増しており、推計値では令和7年度をピークに漸減していく見通しである。このため、今後の大規模な拡張の必要性は低く、既存施設の更新や維持管理を中心とした対応が求められる。

一方、合併処理浄化槽は、各戸ごとに設置される個別処理施設として整備が進められている。建築物の新築や改築に合わせて設置が可能であり、設置工期も短く、投資効果の発現が早いことに加え、将来的に設置戸数の増加が必要となった場合にも、段階的な対応が可能である。

したがって、本市における将来見通しとしては、公共下水道については、既整備区域内における未接続世帯への接続促進及び施設の更新・維持管理を基本とする。

また、合併処理浄化槽については、浄化槽処理区域における単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を推進することにより、長期的かつ安定的な生活排水処理の実現を図る。

#### 4-7. 生活排水の処理計画

本計画における生活排水の処理計画は、第2章で示した整備方針及び目標年次に基づき、公共下水道及び合併処理浄化槽による処理体系を基本とするものである。

これまで整備が進められてきた下水道整備区域では、面的整備による効率的な処理を図り、既整備区域の維持管理を重視する。一方、浄化槽処理区域では、合併処理浄化槽の整備を推進し、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を促進する。

これにより、地域の実情に応じた最適な生活排水処理体系を構築し、令和34年度（目標年次）における生活排水処理人口普及率100%の達成を目指す。

##### 4-7-1. 処理の目標

本計画における生活排水処理の目標は、令和34年度（目標年次）に生活排水処理人口普及率100%を達成することである。

令和34年度（目標年次）における処理主体別人口は、下水道処理人口が約46,000人（約58.7%）、合併処理浄化槽処理人口が約32,000人（約41.3%）であり、両者を合わせた生活排水処理人口は約78,000人となる見込みである。

公共下水道については、既整備区域の維持管理を基本とし、未接続世帯の接続促進を図ることとしている。一方、合併処理浄化槽については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を推進し、未処理地域での整備を進めることとしている。

#### 4-7-2. 生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水の処理区域は、下水道整備区域及び浄化槽処理区域に大別される。

下水道整備区域は、市街化区域を中心とした市の中核地域に設定されており、面的整備による効率的な汚水処理を図る区域である。一方、市街化調整区域については、合併処理浄化槽による個別処理を基本とする整備区域としている。

なお、生活排水処理区域を図示したものを生活排水処理総合基本計画図として図 4-1 に示す。

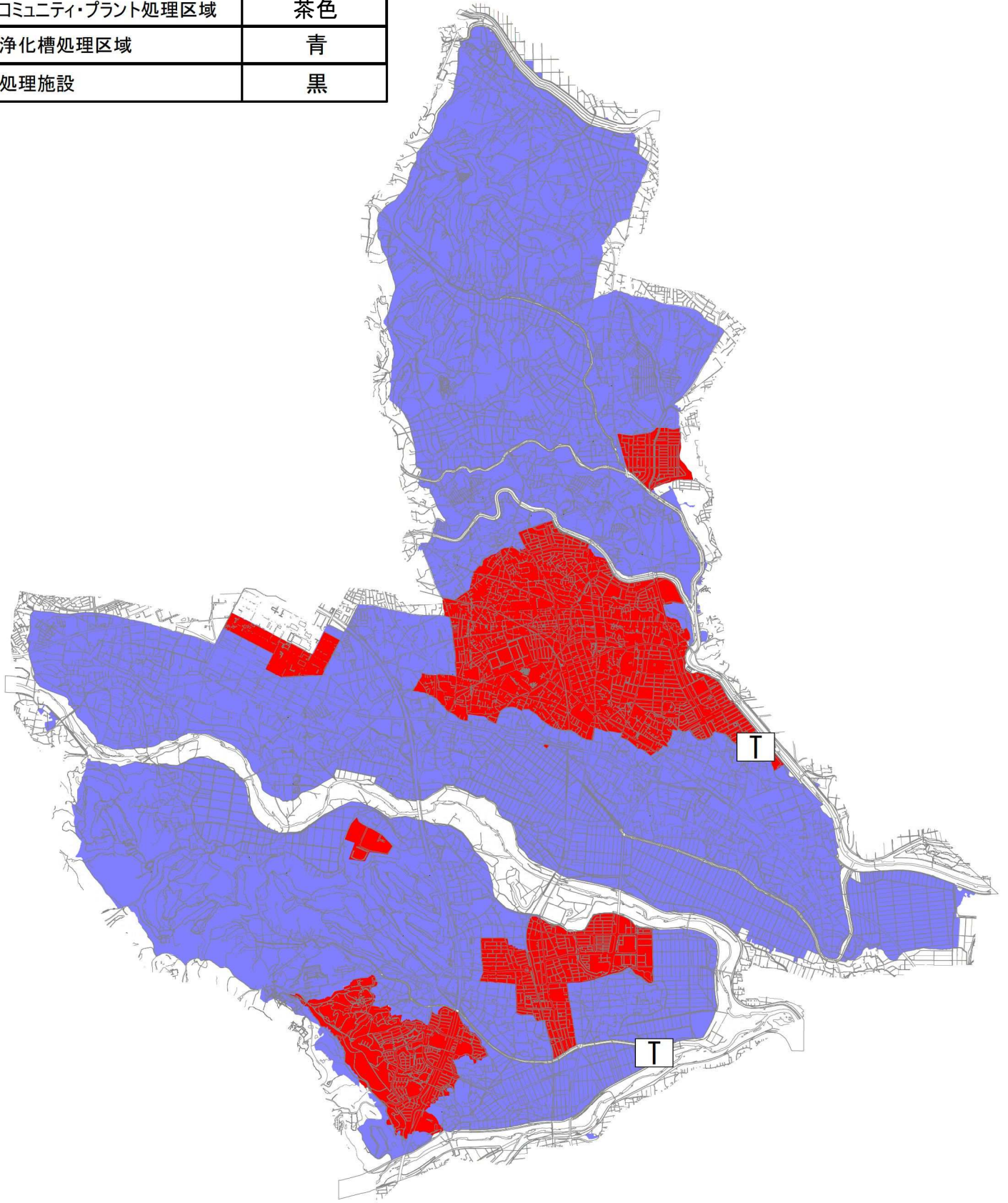
区域別の処理人口は、令和 6 年度末現在、下水道処理人口が 48,968 人(53.8%)、合併処理浄化槽処理人口が 27,032 人(29.7%)となっており、生活排水処理人口普及率は 83.5%である。令和 34 年度(目標年次)には、下水道処理人口が約 46,000 人(約 58.7%)、合併処理浄化槽処理人口が約 32,000 人(約 41.3%)となる見込みであり、生活排水処理人口普及率 100%を達成することを目標とする。

下水道整備区域では、既整備区域内の未接続世帯への接続促進や老朽管路の更新を重点的に進め、既存施設の機能維持と処理能力の安定化を図る。一方、浄化槽処理区域では、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を着実に推進する。

これらの取組により、地域の実情に応じた最適な処理方式の確立と、全市的な水環境の保全を図る。



記号	内容	区域線の色
	下水道整備区域	赤
	農業集落排水整備区域	緑
	コミュニティ・プラント処理区域	茶色
	浄化槽処理区域	青
	処理施設	黒



1:65,000

図4-1 生活排水処理総合基本計画図

#### 4-7-3. 施設整備計画

下水道整備区域については、令和14年度をもって整備完了を予定している。整備完了後は、新たな区域拡張を行わず、既整備区域における施設の維持管理及び更新を中心に取り組む。特に、老朽化施設の改築・更新、ポンプ場及び処理場の機能強化、未接続世帯への接続促進を重点的に実施し、既存施設の有効活用と効率的な運転管理を図る。

浄化槽処理区域については、合併処理浄化槽の設置整備を推進し、面的整備が困難な地域における生活排水処理の推進を図る。具体的には、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を促進し、現行の補助制度及び普及啓発活動等の取組を活用しながら、その効果を検証しつつ、市民による自主的な設置を支援する。

これらの取組により、環境負荷の低減と良好な生活環境の形成を図る。

本市の公共下水道事業は、市野川処理区及び高坂処理区の2処理区から構成されている。令和6年度時点で、市野川処理区の終末処理場である市野川浄化センターは昭和52年5月の供用開始から47年が経過しており、高坂処理区の終末処理場である高坂浄化センターは昭和59年3月の供用開始から40年が経過している。

平成30年度に策定した「公共下水道全体計画」では、令和15年度を目途に高坂浄化センターを廃止してポンプ場化し、環境センターのし尿・浄化槽汚泥を一部取り込む形で市野川浄化センターへ統合する計画としている。

また、統合先となる市野川浄化センターについては、施設の老朽化が進行しており、中長期的には建て替えを視野に入れた対応が必要な状況にある。

令和5年度から7年度にかけては、下水道施設の統廃合に向けた課題の抽出及び課題解決に向けた方針の検討を行い、今後必要となる実施メニューの整理を実施した。

その結果、高坂浄化センターのポンプ場化に加え、環境センターの一部機能を廃止し、前処理施設及びポンプ場を新設するとともに、統合先の市野川浄化センターに必要な増設を行った上で、環境センターのし尿・浄化槽汚泥を受け入れ（しき除去・脱水・希釈後に下水道へ投入）する案が、経済性等を考慮した結果、推奨案として選定された。

これを踏まえ、令和8年度に都市計画法に基づく下水道事業認可を取得し、以降、順次事業に着手する予定である。

なお、各汚水処理施設に係る計画処理区域、計画処理人口及び整備予定年度については、表4-1に示す。事業費見込みについては、今回の見直しにおいて新たな積算を行っていないため、記載を省略している。

表 4-1 施設整備計画

区分	計画処理区域	計画処理人口（人）				整備予定年度
		中間目標年次① （令和13年度）	中間目標年次② （令和18年度）	中間目標年次③ （令和23年度）	最終目標年次 （令和34年度）	
下水道	市野川処理区・高坂処理区	50,133	49,957	49,060	45,849	～令和14年度
合併処理浄化槽	市内全域	27,501	28,047	29,097	32,243	～令和34年度
し尿処理施設 ※計画処理人口には未処理人口を記載	市内全域	10,742	7,924	5,322	0	～令和34年度

#### 4-8. し尿・汚泥の処理計画

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、引き続き環境センターで行うものとする。し尿・汚泥の処理に当たっては、安定した処理体制の確保及び処理施設の適正な維持管理を基本方針とし、衛生的かつ効率的な処理を推進する。

し尿については、し尿収集運搬業者が各家庭等から収集したものを環境センターへ搬入し、既設のし尿処理施設において処理している。今後も、既存設備の修繕や機能保全を計画的に実施し、適正な処理を継続する。処理過程で発生する汚泥については、脱水・減量化を行い、適正な処分を徹底する。

なお、環境センターについては、将来的に単独公共下水道へ接続する計画であり、処理効率の向上と維持管理の合理化を図る。これにより、既存施設の負担軽減と処理水質の安定化を図るとともに、施設全体としての持続的な運転体制を確保する。

##### 4-8-1. 排出抑制・再資源化計画

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生する汚泥については、排出量の抑制を基本方針としている。環境センターにおいては、処理工程の効率化及び施設運転の最適化を図り、汚泥の発生量を可能な限り削減することを目指す。

脱水汚泥については、脱水機の適正な運転管理及び薬品注入量の最適化により、汚泥含水率の低減を図り、減量化を推進する。

##### 4-8-2. 収集・運搬計画

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、し尿収集運搬業務を市が委託して実施しており、浄化槽汚泥の収集・運搬は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行っている。いずれも、定められた区域及び計画に基づき、適正な収集・運搬を実施している。

し尿については、各家庭や事業所等から定期的に収集し、環境センターへ搬入して処理を行っている。今後も、収集計画の遵守及び適正な運搬管理に努める。

また、浄化槽汚泥については、浄化槽清掃業者が清掃を行い、環境センターで受け入れて処理している。今後も、関係業者との連携を強化し、適正な運搬及び搬入管理を行うとともに、運搬効率の向上を図る。

##### 4-8-3. 中間処理計画

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、環境センターにおいて一体的に実施している。処理施設では、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を受け入れ後、固液分離、凝集沈殿、脱水等の工程を経て処理を行っており、これにより汚泥の減量化及び処理水の安定化を図っている。

今後も、既存施設の安定稼働を維持するとともに、処理工程の効率化及び設備機器の修繕を計画的に実施する。

さらに、薬品使用量の最適化及び電力使用量の削減等、運転コストの低減に努めるとともに、処理水質の安定確保を図る。施設内で発生する汚泥については、脱水・減量化を徹底し、最終処分量の削減を継続的に推進する。

また、将来的には、環境センターのし尿処理機能の一部を単独公共下水道へ接続する計画であり、これにより処理工程の合理化及び処理能力の余裕確保を図る。これらの取組により、効率的で安定した中間処理体制の維持を目指す。

#### 4-8-4. 最終処分計画

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生する脱水汚泥（脱水ケーキ）については、環境センターにおいて脱水・減量化を行った後、一般廃棄物処理業者に委託し、肥料化している。

#### 4-9. その他

##### 4-9-1. 住民に対する広報・啓発活動

本市では、生活排水処理の推進にあたり、市民一人ひとりがその重要性を理解し、協力して取り組むことが不可欠であると考えている。このため、広報紙、ホームページ、SNS、いんぷおメール等の多様な媒体を活用し、合併処理浄化槽の設置促進や適正な維持管理の必要性について周知・啓発を行っている。

また、補助制度の活用や申請方法、維持管理に係る費用負担の仕組み等について、分かりやすい情報提供に努めるとともに、市民が自ら行動できるよう支援する体制づくりを進めている。

今後も、計画的かつ継続的に広報・啓発を実施し、生活排水処理の普及と適正な維持管理の推進を図る。

##### 4-9-2. 地域に関する諸計画との関係

本計画は、国及び県の上位計画と整合を図りつつ、市の各種関連計画との連携のもとに策定している。特に、埼玉県が策定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」及び「荒川流域別下水道整備総合計画」に基づき、将来人口や処理区域の設定等において整合を確保している。

また、市の上位計画である「第5次東松山市総合計画後期基本計画」及び「東松山市都市計画マスタープラン」等と方針を共有し、合併処理浄化槽への転換促進を共通の目標としている。

このように、本計画は、国・県及び市の関連計画との整合を図りながら、地域の実情に即した生活排水処理の推進を図るものである。

